

寝屋川市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める要綱

目次

第1章（第1条—第3条）

第2章（第4条—第43条）

第3章（第44条—第50条）

第4章（第51条—第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）に規定する通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、実施要綱において使用する用語の例による。

- (1) 通所型サービス（現行相当） 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとして実施要綱により定めるサービスをいう。
- (2) 通所型サービス（現行相当）事業者 通所型サービス（現行相当）の事業を行う者をいう。
- (3) 指定通所型サービス（現行相当）事業者 実施要綱第7条の規定により市長が通所型サービス（現行相当）の事業を行う者として指定した者
- (4) 指定通所型サービス（現行相当） 指定通所型サービス（現行相当）事業者が当該事業を行う事業所において行う指定通所型サービス（現行相当）を

いう。

- (5) 通所型サービス（基準緩和） 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち、閉じこもり予防や自立支援に資する生活機能の維持又は向上のための運動・レクリエーション等を実施するサービスとして、実施要綱により定めるサービスをいう。
- (6) 通所型サービス（基準緩和）事業者 通所型サービス（基準緩和）の事業を行う者をいう。
- (7) 指定通所型サービス（基準緩和）事業者 実施要綱第 7 条の規定により市長が通所型サービス（基準緩和）の事業を行う者として指定した者
- (8) 指定通所型サービス（基準緩和） 指定通所型サービス（基準緩和）事業者が当該事業を行う事業所において行う通所型サービス（基準緩和）をいう。
- (9) 通所型サービス（短期集中） 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上並びに日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作能力（IADL）の改善のための短期間の集中的な機能訓練等を実施するサービスとして、実施要綱により定めるサービスをいう。
- (10) 通所型サービス（短期集中）事業者 通所型サービス（短期集中）の事業を行う者をいう。
- (11) 指定通所型サービス（短期集中）事業者 実施要綱第 7 条の規定により市長が通所型サービス（短期集中）の事業を行う者として指定した者
- (12) 指定通所型サービス（短期集中） 指定通所型サービス（短期集中）が当該事業を行う事業所において行う通所型サービス（短期集中）をいう。
- (13) 法定代理受領サービス 法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により第 1 号事業支給費（同条第 2 項に規定する第 1 号事業支給費をいう。以下同じ）が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第 1 号事業支給費に係る第 1 号事業をいう。
- (14) 介護予防ケアプラン 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）において作成する計画をいう。

（事業の一般原則）

第3条 通所型サービスの事業を行う者（以下「通所型サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 通所型サービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本市、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 通所型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 通所型サービス事業者は、法人でなければならない。

第2章 通所型サービス（現行相当）事業

（基本方針）

第4条 指定通所型サービス（現行相当）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者の員数）

第5条 指定通所型サービス（現行相当）事業者が指定通所型サービス（現行相当）の事業を行う事業所（以下「指定通所型サービス（現行相当）事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所型サービス（現行相当）従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活相談員 指定通所型サービス（現行相当）の提供日ごとに、指定通所型サービス（現行相当）を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所型サービス（現行相当）を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定通所型サービス

(現行相当)の単位ごとに専ら当該指定通所型サービス(現行相当)の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

- (3) 介護職員 指定通所型サービス(現行相当)の単位ごとに、当該指定通所型サービス(現行相当)を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所型サービス(現行相当)の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービス(現行相当)を提供している時間数(以下この条において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、利用者(当該指定通所型サービス(現行相当)事業者が指定通所型サービス(基準緩和)事業者、指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)のいずれかの指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービス(現行相当)の事業と指定通所型サービス(基準緩和)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス等基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)のいずれかの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所型サービス(現行相当)、指定通所型サービス(基準緩和)及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者をいう。以下この号において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定通所型サービス(現行相当)事業所の利用定員(当該指定通所型サービス(現行相当)事業所において同時に指定通所型サービス(現行相当)の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。この章において以下同

じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型サービス（現行相当）の単位ごとに、当該指定通所型サービス（現行相当）を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。以下同じ。）を常時1人以上当該指定通所型サービス（現行相当）に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の指定通所型サービス（現行相当）の単位の介護職員又は一体的に運営する他の通所型サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所型サービス（現行相当）の単位は、指定通所型サービス（現行相当）であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者をいう。）とし、当該指定通所型サービス（現行相当）事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定通所型サービス（現行相当）事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービス事業者と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで満たすことをもって、前各号に規定する

基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理上支障が無い場合は、当該指定通所型サービス（現行相当）事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

第7条 指定通所型サービス（現行相当）事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービス（現行相当）の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障が無い広さが確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障が無い広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所型サービス（現行相当）の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービス（現行相当）の提供に支障が無い場合においては、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定通所型サービス（現行相当）事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型サービス（現行相当）以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定通所型サービス（現行相当）事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービス（現行相当）の事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に提供されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規程の概要、通所型サービス（現行相当）従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定通所型サービス（現行相当）事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定通所型サービス（現行相当）事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と接続する電子通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定通所型サービス（現行相当）事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録

する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定通所型サービス（現行相当）事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 40 条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第 2 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定通所型サービス（現行相当）事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち指定通所型サービス（現行相当）事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定通所型サービス（現行相当）事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第 9 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、正当な理由なく指定通所型サービス（現行相当）の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第 10 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、当該指定通所型サービス（現行相当）事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常に指定通所型サービス（現行相当）を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所型サービス（現行相当）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定通所型サービス（現行相当）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第 11 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は指定通所型サービス（現行相当）の事業の対象者の該当するか否かを確認するものとする。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所型サービス（現行相当）を提供するよう努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第 12 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが、利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前になされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 13 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行

相当)の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 指定通所型サービス(現行相当)事業者は、指定通所型サービス(現行相当)を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定通所型サービス(現行相当)事業者は、指定通所型サービス(現行相当)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第15条 指定通所型サービス(現行相当)事業者は、指定通所型サービス(現行相当)の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス・支援計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。)又は介護予防ケアプラン(以下「介護予防サービス計画等」という。)の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、指定通所型サービス(現行相当)の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービス提供)

第16条 指定通所型サービス(現行相当)事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、介護予防サービス計画等に沿った指定通所型サービス(現行相当)を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 17 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 18 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）を提供した際には、当該指定通所型サービス（現行相当）の提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）を提供した際には、提供した具体的な指定通所型サービス（現行相当）の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 19 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型サービス（現行相当）を提供した際には、その利用者から実施要綱第 17 条第 1 項に規定する利用料の支払を受けるものとする。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型サービス（現行相当）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型サービス（現行相当）に係る第 1 号事業支給費の基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、前項の利用料のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定通所型サービス（現行相当）の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に係る費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用者に関する本市への通知）

第20条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定通所型サービス（現行相当）の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき
（緊急時等の対応）

第21条 指定通所型サービス（現行相当）従業者は、現に指定通所型サービス（現行相当）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第22条 指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、当該指定通所型サービス（現行相当）事業所の従業者及び指定通所型サービス（現行相当）の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、通所型サービス（現行相当）従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第23条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関す

る規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所型サービス（現行相当）の利用定員
- (5) 指定通所型サービス（現行相当）の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 指定通所型サービス（現行相当）の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第 24 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用者に対し適切な指定通所型サービス（現行相当）を提供できるよう、指定通所型サービス（現行相当）事業所ごとに、通所型サービス（現行相当）従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）事業所ごとに、当該通所型サービス（現行相当）従業者によって指定通所型サービス（現行相当）を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、通所型サービス（現行相当）従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、通所型サービス（現行相当）従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平

成 10 年政令第 412 号) 第 3 条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第 25 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用定員を超えて指定通所型サービス（現行相当）の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 26 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 27 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所型サービス（現行相当）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(1) 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(2) 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、当該指定通所型サービス（現行

相当) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定通所型サービス(現行相当) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所型サービス(現行相当) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所型サービス(現行相当) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第29条 指定通所型サービス(現行相当) 事業者は、指定通所型サービス(現行相当) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所型サービス(現行相当) 従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

- 2 指定通所型サービス(現行相当) 事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の揭示に代えることができる。
- 3 当該指定通所型サービス(現行相当) 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定通所型サービス(現行相当) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定通所型サービス(現行相当) 事業者は、当該指定通所型サービス(現行相当) 事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第 31 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

第 32 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第 33 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、提供した指定通所型サービス（現行相当）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、提供した指定通所型サービス（現行相当）に関し、本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、本市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

（地域との連携）

第 34 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所型サービス（現行相当）に関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が別に実施す

る事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 35 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用者に対する指定通所型サービス（現行相当）の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用者に対する指定通所型サービス（現行相当）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、第 7 条 4 項の指定通所型サービス（現行相当）以外の提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（虐待の防止）

第 36 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定通所型サービス（現行相当）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所型サービス（現行相当）事業所における虐待の防止のため

の指針を整備すること。

(3) 当該指定通所型サービス（現行相当）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第 37 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所型サービス（現行相当）の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第 38 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、通所型サービス（現行相当）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用者に対する指定通所型サービス（現行相当）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス（現行相当）計画

(2) 第 18 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 第 41 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 20 条に規定する本市への通知に係る記録

(5) 第 33 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（電磁的記録）

第 39 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に

より行うことができる。

- 2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定通所型サービス（現行相当）の基本取扱方針）

第 40 条 指定通所型サービス（現行相当）は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、自らその提供する指定通所型サービス（現行相当）の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たらなければならない。
- 4 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定通所型サービス（現行相当）の具体的取扱方針）

第 41 条 指定通所型サービス（現行相当）の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たっては、主治の医師又は歯

科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型サービス（現行相当）の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所型サービス（現行相当）の内容、指定通所型サービス（現行相当）の提供を行う期間等を記載した通所型サービス（現行相当）計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービス（現行相当）計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、通所型サービス（現行相当）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、通所型サービス（現行相当）計画を作成した際には、当該通所型サービス（現行相当）計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たっては、通所型サービス（現行相当）計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定通所型サービス（現行相当）の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所型サービス（現行相当）の提供を

行うものとする。

- (11) 指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、通所型サービス（現行相当）計画に基づく指定通所型サービス（現行相当）の提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス（現行相当）計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定通所型サービス（現行相当）の提供状況等について、当該指定通所型サービス（現行相当）の提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービス（現行相当）計画に記載した指定通所型サービス（現行相当）の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス（現行相当）計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を指定通所型サービス（現行相当）の提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス（現行相当）計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する通所型サービス（現行相当）計画の変更について準用する。

（指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たっての留意点）

第42条 指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定通所型サービス（現行相当）の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、運動器の機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内

外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

- (3) 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う指定通所型サービス（現行相当）の提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第 43 条 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等の当日の体調を確認するとともに、無理のない程度な指定通所型サービス（現行相当）の内容となるよう努めなければならない。

4 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、指定通所型サービス（現行相当）の提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 章 通所型サービス（基準緩和）事業

（基本方針）

第 44 条 指定通所型サービス（基準緩和）の事業は、利用者の状態等を踏まえながら、住民による支援等「多様なサービス」の利用を促進し、閉じこもり予防や自立支援に資するサービス（運動、レクリエーション等）を提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者の員数）

第 45 条 指定通所型サービス（基準緩和）事業者が指定通所型サービス（基準緩和）事業を行う事業所（以下「指定通所型サービス（基準緩和）事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所型サービス（基準緩和）従業者」という。）の員数は、指定通所型サービス（基準緩和）の単位ごとに、当該指定通所型サービス（基準緩和）を提供している時間帯に通所型サービス（基準緩和）従業者（専ら指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービス（基準緩和）を提供している時間数（以下この条において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定通所型サービス（基準緩和）事業者が指定通所型サービス（現行相当）事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者のいずれかの指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービス（基準緩和）の事業と指定通所型サービス（現行相当）、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護のいずれかの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所型サービス（基準緩和）、指定通所型サービス（現行相当）及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者をいう。以下この号において同じ。）の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 指定通所型サービス（基準緩和）事業者は、指定通所型サービス（基準緩和）の単位ごとに、前項の通所型サービス（基準緩和）従業者を常時 1 人以上当該指定通所型サービス（基準緩和）に従事させなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、通所型サービス（基準緩和）従事者は、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の指定通所型サービス（基準緩和）の単位又は一体的に運営する他の通所型サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。

4 前各項の指定通所型サービス（基準緩和）の単位は、指定通所型サービス（基準緩和）であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 指定通所型サービス（基準緩和）事業者が、指定通所型サービス（現行相当）

事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者のいずれかの指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービス（基準緩和）と指定通所型サービス（現行相当）、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護のいずれかの事業とが同一の事業所において、一体的に運営している場合については、当該併せて受けた指定に係る事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備、備品等）

第46条 指定通所型サービス（基準緩和）事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービス（基準緩和）の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障が無い広さが確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障が無い広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所型サービス（基準緩和）の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービス（基準緩和）の提供に支障が無い場合においては、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定通所型サービス（基準緩和）が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型サービス（基準緩和）以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定通所型サービス（基準緩和）事業者が指定通所型サービス（現行相当）

事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者のいずれかの指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービス（基準緩和）の事業と指定通所型サービス（現行相当）、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護のいずれかの事業とが同一の事業所において一体的に提供されている場合については、当該併せて受けた指定に係る事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第47条 指定通所型サービス（基準緩和）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所型サービス（基準緩和）事業者は、利用者に対する指定通所型サービス（基準緩和）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該通所型サービス（基準緩和）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス（基準緩和）計画

(2) 第50条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 第49条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第50条において準用する第20条に規定する本市への通知に係る記録

(5) 第50条において準用する第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第50条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定通所型サービス（基準緩和）の基本取扱方針）

第48条 指定通所型サービス（基準緩和）は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定通所型サービス（基準緩和）事業者は、自らその提供する指定通所型サービス（基準緩和）の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型サービス（基準緩和）事業者、指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に

意識して指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たらなければならない。

4 指定通所型サービス（基準緩和）事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定通所型サービス（基準緩和）の提供に努めなければならない。

5 指定通所型サービス（基準緩和）事業者は、指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定通所型サービス（基準緩和）の具体的取扱方針）

第 49 条 指定通所型サービス（基準緩和）の方針は、第 45 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定通所型サービス（基準緩和）事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえた上で、サービスの提供を行う期間を設定し、必要に応じて指定通所型サービス（基準緩和）の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所型サービス（基準緩和）の内容、指定通所型サービス（基準緩和）の提供を行う期間等を記載した通所型サービス（基準緩和）計画を作成するものとする。

(3) 通所型サービス（基準緩和）計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定通所型サービス（基準緩和）事業所の管理者は、通所型サービス（基準緩和）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定通所型サービス（基準緩和）事業所の管理者は、通所型サービス（基準緩和）計画を作成した際には、当該通所型サービス（基準緩和）計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、通所型サービス（基準緩和）計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定通所型サービス（基準緩和）の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所型サービス（基準緩和）の提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型サービス（基準緩和）事業所の管理者は、指定通所型サービス（基準緩和）の提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該利用者に対する指定通所型サービス（基準緩和）の提供状況等について、当該指定通所型サービス（基準緩和）の提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するものとする。
- (10) 指定通所型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（準用）

第50条 第6条、第8条から第37条まで、第39条、第42条から第43条までの規定は、この章の通所型サービス（基準緩和）の事業について準用する。

第4章 通所型サービス（短期集中）事業

（基本方針）

第51条 指定通所型サービス（短期集中）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上並びに日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作能力（IADL）の改善のための短期間の集中的な機能訓練等の提供を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第 52 条 指定通所型サービス（短期集中）事業者が指定通所型サービス（短期集中）事業を行う事業所（以下「指定通所型サービス（短期集中）事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所型サービス（短期集中）従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運動器の機能向上プログラム担当者 指定通所型サービス（短期集中）事業所ごとに置くべき専門職（指定通所型サービス（短期集中）を提供している時間帯を通じて専ら当該指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たる理学療法士又は作業療法士）の員数は、指定通所型サービス（短期集中）の単位ごとに 1 以上確保されるために必要と認められる数

(2) 口腔機能向上プログラム担当者 通所型サービス（短期集中）事業所ごとに置くべき専門職（口腔機能向上プログラムを提供している時間帯を通じて専ら当該プログラムの提供に当たる歯科衛生士又は言語聴覚士）の員数は、指定通所型サービス（短期集中）の単位ごとに 1 以上確保されるために必要と認められる数

(3) 栄養改善プログラム担当者 通所型サービス（短期集中）事業所ごとに置くべき専門職（栄養改善プログラムを提供している時間帯を通じて専ら当該プログラムの提供に当たる管理栄養士）の員数は、指定通所型サービス（短期集中）の単位ごとに 1 以上確保されるために必要と認められる数

(4) 従事者 指定通所型サービス（短期集中）の単位ごとに、利用者の数が 5 人を超える場合にあっては、専ら当該指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たる従事者が、利用者の数が 5 人を超える部分の数を 5 で除して得た数以上確保されるために必要と認められる数

2 前項の規定にかかわらず、指定通所型サービス（短期集中）従業者は、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の指定通所型サービス（短期集中）の単位又は一体的に運営する他の通所型サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。

3 前 2 項の指定通所型サービス（短期集中）の単位は、指定通所型サービス（短期集中）であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(記録の整備)

第 53 条 指定通所型サービス（短期集中）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所型サービス（短期集中）事業者は、利用者に対する指定通所型サービス（短期集中）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 通所型サービス（短期集中）計画及びモニタリング（第 53 条第 10 号に規定するモニタリングをいう。）の記録
- (2) 第 56 条において準用する第 18 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第 55 条第 16 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 56 条において準用する第 20 条に規定する本市への通知に係る記録
- (5) 第 56 条において準用する第 33 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 56 条において準用する第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定通所型サービス（短期集中）の基本取扱方針)

第 54 条 指定通所型サービス（短期集中）は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定通所型サービス（短期集中）事業者は、自らその提供する指定通所型サービス（短期集中）の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型サービス（短期集中）事業者は、指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たり、単に利用者の一時的な運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等だけを目的とするものではなく、当該心身機能の改善等が当該指定通所型サービス（短期集中）の利用終了後においても、維持・継続でき、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的とするものであることを常に意識して指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たらなければならない。

4 指定通所型サービス（短期集中）事業者は、利用者がその有する能力を最大

限活用することができるような方法による指定通所型サービス（短期集中）の提供に努めなければならない。

- 5 指定選択通所サービス事業者は、指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定通所型サービス（短期集中）の具体的取扱方針）

第 55 条 指定通所型サービス（短期集中）の方針は、第 45 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たっては、利用者の居宅を訪問するとともに、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、当該利用者が有する運動器又は口腔機能、栄養状態等の課題分析を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービス（短期集中）事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望や課題の分析結果を踏まえて、指定通所型サービス（短期集中）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、頻度、指定通所型サービス（短期集中）の提供を行う期間等を記載した通所型サービス（短期集中）計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービス（短期集中）計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービス（短期集中）事業所の管理者は、通所型サービス（短期集中）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービス（短期集中）事業所の管理者は、通所型サービス（短期集中）計画を作成した際には、当該通所型サービス（短期集中）計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たっては、通所型サービス（短期集中）計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう、利用者

が有する運動器、口腔機能、栄養状態等の課題の解決に必要な支援を行うものとする。

- (7) 指定通所型サービス（短期集中）の提供は、1回当たり2時間以上、原則として週に1回以上行うものとし、その内容は、運動器の機能向上プログラムに加え、口腔機能向上プログラム及び栄養改善プログラムをそれぞれ月に1回以上行うものとする。
- (8) 前号に規定するプログラムについて、指定通所型サービス（短期集中）事業所の管理者が利用者にとって特に必要があると認める場合には、通所型サービス（短期集中）従業者である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士又は管理栄養士のいずれかが、利用者の自宅等に訪問し、生活機能、環境等のアセスメントに鑑みた代替プログラムを40分以上行うことで前号のプログラムに代えることができるものとする。
- (9) 指定通所型サービス（短期集中）のうち運動器機能向上プログラムの提供に当たっては、スポーツ活動を行うものではなく、利用者が個人として自宅で継続して取り組むことができるような、ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動、機能的運動等を組み合わせたプログラムを実施すること。
- (10) 指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定通所型サービス（短期集中）の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (11) 指定通所型サービス（短期集中）事業所の管理者は、通所型サービス（短期集中）計画に基づく指定通所型サービス（短期集中）の提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス（短期集中）計画に係る利用者に対する指定通所型サービス（短期集中）の提供状況等について、当該指定通所型サービス（短期集中）の提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービス（短期集中）計画に記載した指定通所型サービス（短期集中）の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス（短期集中）計画に基づくサービスの提供による課題の達成状況等の把握（以下この各号において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定通所型サービス（短期集中）事業所の管理者は、モニタリングの結果

を記録し、当該記録を当該指定通所型サービス（短期集中）の提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 指定通所型サービス（短期集中）事業所の管理者は、通所型サービス（短期集中）計画に基づく指定通所型サービス（短期集中）の提供が終了した際には、当該サービスの実施状況を踏まえ利用者が自宅で継続した活動を行うことができるよう、モニタリングの結果について当該利用者に対し説明した上で交付しなければならない。

(14) 指定通所型サービス（短期集中）事業所の管理者は、サービスの質を向上させること等を目的として本市が実施する研修に参加しなければならない。

(15) 指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(16) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(準用)

第 56 条 第 6 条から第 37 条まで、第 39 条、第 42 条から第 43 条までの規定は、この章の通所型サービス（短期集中）の事業について準用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市通所型サービス（第 1 号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の規定は、施行日以後に指定された事業所について適用し、同前に指定された事業所については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行日から令和7年3月31日までの間は、第29条第3項（第50条及び第56条において準用する場合を含む。）中「当該指定通所型サービス（現行相当）事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。